

水道メーターに関する 注意事項について



水道部 お客様サービス課 量水器係

量水器係からのお願い①

水道メーターへのマジック等による
書き込みについて



個人情報（住所、氏名、部屋番号等）をメーターの蓋に直接書き込まないでください！個人情報が流出してしまう可能性があります。

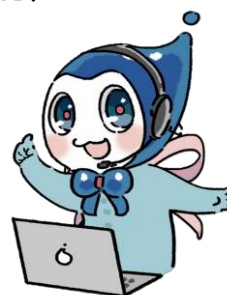
メーターに必要な情報を書き込みたい時は、検定満期の表示を隠さない範囲で養生テープ等を貼り書いてください！

また、テープは取付後に必ず剥がしてください。



量水器係からのお願い②

使用器種届（集合住宅・大型兼用）の
提出について



NO _____

使用器種届 (集合住宅・大型兼用)

年 月 日

住所
所有者 氏名
電話 _____

**集合住宅(4戸以上)・大型メーター(50mm以上)設置の申請をした建築物の使用
器種について、下記のとおり届け出ます。**

設備場所	静岡市		
建築物名称			
戸数(種類)	戸(賃貸・分譲)		
メーター(種別)	口集合 受水槽の有無 有口 無口	親メーター(平型・電子・電磁) 口径 mm	個
		子メーター(平型・電子・リモート) 口径 mm	個
	口大型 (50mm以上)	その他(平型・電子・リモート) 口径 mm	個
		(平型・電子・電磁) 口径 mm	個
集中検針型番	製		
指定給水装置工事 事業者	電話 _____		
出庫希望日	年 月 日		
完成予定日	年 月 日		
備考欄			

**(注意) 電子、電磁、リモート、大型メーターが必要な場合は、
メーター出庫希望日の3ヶ月前に必ず提出すること。**

集合住宅(4戸以上)・大型メーター(50mm以上)設置の申請をした建築物の使用
器種について、下記のとおり届け出ます。

- 4個以上メーターが必要な場合
 - 50mm以上の口径が必要な場合
- 事前に左の画像の使用器種届(集合住宅・大型兼用)の提出を必ずお願いします！

(注意) 電子、電磁、リモート、大型メーターが必要な場合は、

メーター出庫希望日の3ヶ月前に必ず提出すること。

大型メーター等は事前の準備に時間がかかります。
出庫希望日の3か月以前の提出をお願いします！

量水器係からのお願い③

メーターボックスの設置位置について





メーターユニオンがメーターボックスの外にでており、メーター取替作業が行えません。



メーターボックスの移設等の修繕費が家主の負担になってしまう可能性があります。



施工後も家主や外構工事業者へメーターボックスの設置位置の指導をお願いします！

量水器係からのお願い④

用途変更による使用水量の著しい増量について



静岡市上下水道局からのお知らせ

①「水道メーターの定期取替え」について

・上下水道局では、計量法に基づき、水道メーターを検定期間内のおよそ7年から8年ごとに新しいものに取替えています。その時のメーター取替費用をお客様に請求することはありません。

ただし、巻戻等や引込みの配管に漏水の恐れがあるなど、スムーズに取替が出来ない配管状況である場合は、お客様負担で修繕してから取替えになります。(水道メーター以外の引込み配管は全てお客様の財産です。)

・水道メーターが計量法で定められた検定期間まで取替が出来ない場合メーター自体が正確な計量が出来ないこととなり、その状態で水道料のご請求をさせていただくことになります。

②「メーターボックス」について

・検針時(2ヶ月に1回)やメーター取替え時の作業の妨げにならないよう、メーターボックスの上には物を置かない、メーターボックスが車の下にならないよう、ご協力をお願いいたします。

・メーターボックスはお客様の財産です。万が一、破損等した場合の修理費は、お客様負担となります。

③「用途変更による水道メーターの故障」について

水道メーターは、用途等(店舗、事務所等)を考慮してご使用いただきますが、その用途が変更(飲食業、病院等)され水量が大幅に増量することにより差額償還故障や不動故障が起きることがあります。状況によっては改造工事の必要がありますのでご連絡下さい。

差額償還故障・使いすぎにより、本来よりもゆっくりに進む故障のこと。

問合せ先
静岡市上下水道局
水道部 給水課課長
量水器係
TEL 054-270-9136

③「用途変更による水道メーターの故障」について

水道メーターは、用途等(店舗、事務所等)を考慮してご使用いただきますが、その用途が変更(飲食業、病院等)され水量が大幅に増量することにより差額償還故障や不動故障が起きることがあります。状況によっては改造工事の必要がありますのでご連絡下さい。

差額償還故障・使いすぎにより、本来よりもゆっくりに進む故障のこと。

水量が大幅に増量されると水道メーターの故障の原因になります。

お客様より大幅な水量増加となる改造等のご相談があった場合、量水器係に連絡をお願いします！

量水器係からのお願い⑤

検定満期メーター取替に伴う修繕実施後の報告について



お客様番号 〇〇〇〇 様 令和 年 月 日

静岡市上下水道局からのお知らせ

日頃より、本市上下水道にご使用いただきありがとうございます。

さて、お客様にご使用頂いております水道用メーターは、「計量法」により、8年毎に定期交換するよう定められています。

なお、この交換作業には、お客様の費用負担はございません。

この度、定期交換作業にお伺いしましたが

- メーターボックスの上にもしくはは物がある
- メーターボックスが壁面等にあり入る事が出来ない
- 水道管の老朽化交換作業等に、破損している箇所がある
- 1 次側漏水メーターより手前で漏水している
- 2 次側漏水メーターより先で漏水している
- 止水栓不良水を止めるバルブが壊れている
- その他

そのため

- 交換を行うことが出来ませんでした。
- 修繕を行った後、下記までご連絡ください。交換作業をいたします。
- 交換は行うことが出来ましたが、お早目に修繕を行って下さい。
- 給水装置の修繕は、お客様の負担となります。ご理解をお願いします。
- 状況改善の後、下記までご連絡ください。
- 管理会社もしくはオーナー様へご連絡頂き、修繕を依頼して下さい。
- 下記まで、ご連絡ください。

お問い合わせ先

静岡市上下水道局 水道部給水設備課 054-270-9136 (月～金 8:30～17:15)	委託業者 静岡市水道公社定工務部給水課 054-247-3131 (月～金 8:30～17:15) 清水管工務システム協同組合 054-355-1005 (月～金 8:30～17:15)
--	---

- 交換を行うことが出来ませんでした。
- 修繕を行った後、下記までご連絡ください。交換作業をいたします。
- 交換は行うことが出来ましたが、お早目に修繕を行って下さい。
- 給水装置の修繕は、お客様の負担となります。ご理解をお願いします。
- 状況改善の後、下記までご連絡ください。
- 管理会社もしくはオーナー様へご連絡頂き、修繕を依頼して下さい。
- 下記まで、ご連絡ください。

検定満期メーター取替ができないお客様には左の画像のチラシを配り、給水装置の修繕をお願いしています。

メーター取替に伴う修繕をお客様より依頼を受け実施した場合、量水器係に修繕完了の連絡をお願いします！
修繕完了の連絡を頂けなかった場合、メーター取替作業が未実施のままになってしまう可能性があります。

ありがとうございました。
ご協力をお願いします。

